

札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及び札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の改正について

1 改正の経緯

- 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則第2条第4項等により法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。
- 国において、新制度施行後、5年間で経過措置の措置の期限が到来する項目について見直しの検討を行い、経過措置が延長されたものについて、本市の条例においても経過措置の延長を行う必要があるため、条例改正を行うもの。
- また、建築基準法の改正により階数が3で延べ面積が 200 m²未満の建築物について、耐火建築物であることが求められなくなったところ、国において、保育所等については、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持することとされたため、条例改正を行う必要が生じたもの。

2 各改正項目の内容等

別表「各改正項目の内容等」のとおり

3 施行日等

すべての条例について、令和2年4月1日施行を予定しており、令和2年第1回定例市議会に議案を提出する予定。

(別表)

各改正項目の内容等

改正項目	改正内容	改正する条例
家庭的保育事業における食事の提供に係る経過措置延長	地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)における食事の提供については、施行日から5年を経過する日までの間は、自園調理でなくてもよいこととされているが、このうち家庭的保育事業において自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置を5年延長し、10年とする。	○札幌市児童福祉法施行条例
地域型保育事業における連携施設に関する経過措置延長	地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しなくてもよいこととされているが、この経過措置を5年延長し、10年とする。	○札幌市児童福祉法施行条例 ○札幌市子ども・子育て支援法施行条例
幼保連携型認定子ども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の延長	幼保連携型認定子ども園に勤務する保育教諭等については、認定子ども園法により幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、施行後5年に限り、いずれか一方を受けていればよいこととする特例(経過措置)が設けられている。副園長と教頭についても、保育教諭等と同様の資格要件と特例が設けられているが、保育教諭等の資格要件の特例期間が5年延長し10年とされたことから、副園長等に係る特例も同様に延長する。	○札幌市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準に関する条例
保育所等の用に供する建築物に求める耐火性能(現行規制の維持)	建築基準法の改正により階数が3で延べ面積が200㎡未満の建築物については、建築基準法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなったが、国において、保育所や認定子ども園については、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持することとされたことに伴い、所要の規定を設ける。	○札幌市児童福祉法施行条例 ○札幌市幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準に関する条例 ○札幌市幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件を定める条例